

佐賀県告示第 179 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 2 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条第 2 項において準用する生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術機関から開設者及び開設者所在地を変更する旨の届出があった。

平成 28 年 3 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	開設者名称	開設者所在地	変更年月日
かみみね整骨院	旧 吉永 圭佑	旧 神埼郡吉野ヶ里町豆田 2076 番地 3 ヨシノスカイ A201	平成 28 年 1 月 1 日
	新 有限会社ふるかわ整骨院	新 三養基郡上峰町大字坊所 288 番地 8	